

## 沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領運用細則

(趣旨)

第1条 沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領(以下、「管理要領」という。)の規定に基づき必要となる申請等に関して必要となる事項をこの運用細則に定めるものとする。

(使用の許諾の申請及び許諾手続き)

第2条 管理要領第3条に係る申請、第5条に係る許諾通知、第12条に係る報告、第9条に係る届出については、紙による手続きと併せて、電子申請サービス(オンラインシステム)の使用による手続きも可能とする。

(その他)

第3条 本細則に定めるもののほか、必要な事項については、沖縄県農林水産部園芸振興課長が別に定める。

附則

本細則は、令和5年12月8日から施行する。